

## 平成27年度 老人福祉施設指導監査における主な指摘事項

指導監査を実施した施設数(特養、養護、軽費の合計):102施設

### <特別養護老人ホームにおける主な指摘事項>

やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き
やむを得ず身体拘束を行う場合、あらかじめ実施期間を定めて、利用者や家族の同意を得ること。 実施期間終了後に引き続き身体拘束を行う場合は、再度説明を行い、同意を得ること。
身体拘束を実施する場合の経過観察について、拘束時間だけでなく、利用者の状態や、身体拘束の解除にあたって検討した内容を記録すること。
褥瘡対策
褥瘡対策チームに医師や栄養士を加えること。
褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画を作成し、実践及び評価を行うこと。
感染症及び食中毒の予防・まん延防止の対策
感染症や食中毒の予防・まん延防止のための対策委員会を、定期的(概ね3月に1回以上)に実施すること。
調理に従事する者の検便を定期的に行い、その結果について把握すること。
感染症や食中毒の予防・まん延防止のための研修を、定期的(年2回以上)行うこと。
感染症や食中毒の予防・まん延防止のためのマニュアルについて、厨房委託業者に周知すること。
その他の入所者の処遇に関すること
施設サービス計画について、処遇会議(ケース会議)を開催し、会議での検討結果を踏まえて作成すること。
施設サービス計画について、入所者又は家族の同意を得たうえで、運用すること。
処遇会議(ケース会議)を開催した場合に、検討内容の記録を整備すること。
給食会議について、栄養士、施設長、相談員、調理委託業者等の出席のうえ、定期的を開催すること。
運営管理体制の整備
運営規程について、緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続きを定めること。
運営規程について、苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を定めること。
入所者から金品等を預かる場合には、あらかじめ管理方法について規程を定めるとともに、当該規程に従って実施すること。
入所者から金品等を預かる場合には、事前に書面等をもって入所者又はその家族の同意を得ること。
協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

勤務体制の確保
雇用契約書や辞令書に、職員の勤務する事業所・職種・勤務場所等を明記すること。
雇用契約書や辞令書は、施設・職員双方で保管すること。
宿直員を配置しない場合は、夜勤を行う職員のうち1名以上の者を夜間における防火管理の担当者として指名すること。
定員通りの受け入れができるように、従業員の確保及び資質の向上、並びに従業員の定着に向けた労働環境の整備に組織的に取り組むこと。
施設長の資格要件を満たすこと。
日々雇用職員も含む全職員に対し、退職後の守秘義務について、雇用契約書にその旨明記する等の措置を講じること。
事故発生時の対応
医療機関にかかるようなケガ又は死亡事故が発生した場合は、「社会福祉施設等内における事故事件等対応マニュアル(岐阜県健康福祉部)」に従い、すみやかに県事務所その他関係機関へ報告すること。
事故の再発防止策について、従業者に周知徹底すること。
事故発生防止のための委員会を、定期的に(概ね3月に1回以上)実施すること。
事故発生防止のための研修を、定期的に(年2回以上)を実施すること。また、その実施状況を記録すること。
非常災害対策
消防設備の自主点検及び法定点検について、施設の消防計画に従って実施すること。
防災訓練について、施設の消防計画に基づき、年2回以上(うち1回は夜間想定した訓練)実施すること。

<養護老人ホームにおける主な指摘事項>

感染症及び食中毒の予防・まん延防止の対策
感染症や食中毒の予防・まん延防止のための対策委員会を、定期的(概ね3月に1回以上)に実施すること。
感染症や食中毒の予防・まん延防止のための研修を、定期的に(年2回以上)行うこと。
勤務体制の確保
主任生活相談員は、専らその職務に従事する常勤の者を配置すること。
運営管理体制の整備
入所者から金品等を預かる場合には、書面により事前に入居者又はその家族の同意を得ること。
入所者から金品等を預かる場合には、その管理方法について規程を定めるとともに、規程に沿った運用を行うこと。
設備
入所者の居室は、一人当たりの床面積が10.65㎡以上とすること。
事故発生時の対応
事故発生防止のための委員会を、定期的に(概ね3月に1回以上)実施すること。
事故発生防止のための研修を、定期的に(年2回以上)を実施すること。また、その実施状況を記録すること。
非常災害対策
消防設備の自主点検及び法定点検について、施設の消防計画に従って実施すること。

<軽費老人ホームにおける主な指摘事項>

感染症及び食中毒の予防・まん延防止の対策
感染症や食中毒の予防・まん延防止のための対策委員会を、定期的(概ね3月に1回以上)に実施すること。
運営管理体制の整備
運営規程において、設備及び運営に関する基準の根拠法令を示す場合は、県条例とすること。
運営規程に、職員の職種、数及び職務の内容を具体的に記載すること。
運営規程に、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続を定めること。
入所者から金品等を預かる場合には、事前に書面等をもって入所者又はその家族の同意を得るとともに、施設として記録を保管すること。
施設の運営管理体制に関すること
併設事業所(特別養護老人ホーム等)と兼務する職員について、兼務についての任命行為を適切に行うこと。
勤務表には、併設事業所(特別養護老人ホーム等)と兼務する者も含め、全ての職員の常勤・非常勤の別や兼務関係を明記すること。
重要事項説明書に、苦情を処理するために講ずる措置の概要について記載すること。
事故発生時の対応
医療機関にかかるようなケガ又は死亡事故が発生した場合は、「社会福祉施設等内における事故事件等対応マニュアル(岐阜県健康福祉部)」に従い、すみやかに県事務所その他関係機関へ報告すること。
非常災害対策
防災訓練について、施設の消防計画に従い、年2回以上(うち1回は夜間想定)実施すること。また、訓練結果を記録に残すこと。